

最高裁秘書第2725号

令和元年5月31日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

令和元年5月10日付け（同月13日受付、最高裁秘書第2574号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

平成7年3月31日付け最高裁経主第38号経理局長、刑事局長通達「再審による無罪判決及び刑事補償法による補償決定の各公示について」（片面で3枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

再審による無罪判決及び刑事補償法による補償決定の各公示について

平成7年3月31日経主第38号高等裁判所事務
局長、地方、家庭裁判所長あて經理局長、刑事局
長通達

標記の公示について下記のように定めましたので、これによってください。
記

1 公示の経費

再審による無罪判決及び刑事補償法（昭和25年法律第1号）による補償決定の各公示は、いずれも司法行政機関としての裁判所の行為と解され、必要な都度各庁からの上申により所要額を示達するので、必ず示達をまって処理する。

2 公示の文書

(1) 再審による無罪判決の場合

ア 全文を掲載することが有罪判決を受けた者の名誉を回復するため不可欠とは認められない場合には、判決全文の掲載に代え、その要旨を掲載することができる。

イ アの定めにより要旨を掲載する場合には、公示する文書は、別紙第一の書式を参考にして作成する。

(2) 刑事補償法による補償決定の場合

公示する文書は、別紙第二の書式を参考にして作成する。

付記

1 この通達は、平成7年4月1日から実施する。

2 次に掲げる通達は、平成7年3月31日限り、廃止する。

(1) 昭和41年11月7日付け最高裁経主第131号刑事局長、經理局長通達「再審による無罪判決の公示について」

(2) 昭和39年3月27日付け最高裁経主第27号經理局長、刑事局長通達「補償決定の公示について」

(別紙第一)

再審による無罪判決の公示

甲野太郎（住所〇〇市〇〇町〇〇番地、無職、昭和〇年〇月〇日生）に対し、「
との事実につき、有罪判決（罰金五万円）が確定していたが、再審の結果「被告人の行為でないことが明確で、明
〔注〕らかとなつたから」】平成〇年〇月〇日無罪の言渡しをした。

〇〇裁判所

(注) 「 」内の記載要領は、次のとおりである。

「平成〇年〇月〇日無免許運転をした」
「平成〇年〇月〇日〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇方居宅に放火した」

(別紙第二)

刑事補償法による補償決定の公示

甲野太郎はか一名に対する公職選挙法違反被告事件につき平成〇年〇月〇日言渡しの無罪判決が確定したので、平成〇年〇月〇日次のとおり抑留拘禁による補償決定をした。

甲野太郎(〇〇市〇〇町一の一五〇〇市議会議員⁵⁷) 二七日分三三三万七五〇〇円山花子(前同所無職

52) 三一日分一七万五〇〇円

〇〇裁判所